東京大学社会連携講座等に関する規則

平成２９年９月２８日
役員会議決
東大規則第２８号
沿革

（設置）

第１条　本学に、民間等外部の機関（国立研究開発法人を除く。以下「民間機関等」という。）から受け入れる共同研究の一環として教育研究を実施するため、社会連携講座及び社会連携研究部門（以下「社会連携講座等」という。）を置く。

２　社会連携講座は、学部及び研究科等の教育研究を行う大学院組織等に置く。

３　社会連携研究部門は、附置研究所及び文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設等の教育研究を行う組織に置く。

（目的）

第２条　社会連携講座等は、民間機関等と連携することにより、本学における教育研究の進展と充実を図り、人材育成をより活発化させ、もって学術の推進及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（設置及び運営の原則）

第３条　社会連携講座等の設置及び運営にあたっては、次によるものとする。

(1)　社会連携講座等は、公共性の高い共通の課題について、本学と共同して研究を実施しようとする民間機関等から受け入れる経費等を活用して設置するものであること。

(2)　社会連携講座等及びそれに関連する共同研究（以下「当該共同研究」という。）に、他の民間機関等を加えることができること。

(3)　本学の教育研究における自主性の確保に十分配慮し、特に学部学生・大学院学生の進路を制約することのないよう社会連携講座等を連携して設置する機関（前号の規定により加えることとされた機関を含み、以下「連携機関」という。）の理解を得ること。

(4)　本学の教育研究体制における教育研究競争力の強化、流動化、国際化、学際化及び研究成果の公開化の推進に配慮すること。

(5)　連携機関から民間等共同研究員（東京大学民間等共同研究取扱規則（以下「共同研究取扱規則」という。）第７条に定めるものをいう。）を受け入れることができること。

（名称）

第４条　社会連携講座等には、当該社会連携講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

（研究統括者）

第５条　社会連携講座等を設置する部局は、当該社会連携講座等に、研究統括者を置くものとする。

２　研究統括者は、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号）第９条第２項に規定する教員のうち教授、准教授、講師又は助教（以下「本学の教員」という。）をもって充てる。

３　研究統括者は、研究計画の遂行等の当該社会連携講座等の運営に責任を負う。

（申込みの方法）

第６条　民間機関等は、社会連携講座等の設置を申し込む際は、部局長に対して、文書により行う。

（本部への相談）

第７条　部局長は、社会連携講座等の設置の申込みがあった場合において、適切な運営に影響を及ぼすおそれがあると思料する事項（以下「懸念事項」という。）があるときは、社会連携講座等の設置

に先立ち、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対し当該懸念事項について相談を行うものとする。

２　担当理事は、前項の相談に対し、設置の適否を判断し、助言を行うものとする。

３　部局長は、設置の申込みの内容が前項の担当理事からの助言を踏まえたものとなったことを確認したうえで、第８条に規定する審査をさせるものとする。

（設置の決定等）

第８条　社会連携講座等を設置するときは、部局の教授会（教授会に相当するものを含む。）において審査させ、総長の委任を受けた部局長がこれを決定するものとし、教育研究評議会及び役員会に報告しなければならない。

２　部局長は、設置を決定したときは、その決定内容を東京大学会計規程第１６条第２項に規定する総長から契約事務の委任を受けた者（以下「契約事務の委任を受けた者」という。）に通知する。

（契約の締結）

第９条　契約事務の委任を受けた者は、前条第２項の通知に基づき、連携機関の長と社会連携講座等の設置に関する契約を締結する。

（存続期間）

第１０条　社会連携講座等の存続期間は、原則として３年以上５年以下とする。ただし、当該部局において５年を越える存続期間で社会連携講座等を設置しようとするときは、教育研究評議会の承認を得なければならない。

（社会連携講座等教員）

第１１条　社会連携講座等に所属する教員（以下「社会連携講座等教員」という。）は、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教のいずれかとして雇用するものとする。

２　連携機関に所属する者は、当該社会連携講座等教員に充てることはできない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

(1)　独立行政法人に所属する研究者を充てる相当の理由がある場合

(2)　法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）のうち、その設置目的、業務内容及び運営に照らして、独立行政法人に準ずる別表に掲げる法人に所属する研究者を充てる相当の理由がある場合

(3)　本学の教員が社会連携講座等教員を兼務する相当の理由がある場合

３　社会連携講座等教員は２名以上置くものとし、少なくとも１名は、特任教授又は特任准教授でなければならない。

４　社会連携講座等教員の選考は、本学の教員の選考基準に準じて行う。選考の際は、公正性及び透明性を確保するものとし、当該社会連携講座等における教育研究に直接関与しない教員を２名以上参画させるものとする。その他選考に関して必要な事項は、各部局において定める。

５　社会連携講座等教員は、その職を主たる職とすることを原則とする。ただし、相当の事情がある場合は、この限りでない。

（社会連携講座等教員の職務）

第１２条　社会連携講座等教員は、当該共同研究を行うほか、本学の学部学生・大学院学生に対する教育を行うことができる。

２　社会連携講座等教員は、第２条に掲げる目的を達成するために必要な研究を、自由な発想のもとに行うことができる。

（評価）

第１３条　部局長は、社会連携講座等を設置したときは、当該社会連携講座等に係る評価を行うため、当該部局に評価委員会を設置するものとする。

２　評価委員会は、当該部局の教員２名以上で構成するものとする。
３　評価委員会は、毎年度の終了後及び設置期間終了後、次に掲げる項目について評価を行い、その結果を部局長に報告するものとする。ただし、社会連携講座等の設置後６月を経過していない場合は、この限りではない。
(1)　当該社会連携講座等の教育内容とその方法及び研究活動等
(2)　社会連携講座等教員の適性及び契約期間の適切性
(3)　当該社会連携講座等の運営状況及び第７条第１項に基づき相談した懸念事項への対応状況
(4)　その他当該社会連携講座等の適切な運営状況の確認のために必要な事項
４　部局長は、前項の評価結果を、担当理事に報告するものとする。

（運営状況の確認）

第１４条　部局長は、当該部局に設置した社会連携講座等の運営状況を適切に確認し、把握した上で、適切な運営が確保されていないと判断した場合には、担当理事に報告の上、連携して対応を行わなければならない。
２　担当理事は、必要に応じ、社会連携講座等の設置部局の長に対し、当該部局に設置された社会連携講座等の運営状況その他必要と認めた事項について報告を求めることができる。
３　担当理事は、必要に応じ、社会連携講座等の連携機関の長に対し、当該社会連携講座等の運営に係る事項その他本学との連携に関連し必要と認めた事項について照会又は確認を求めることができる。
４　社会連携講座等の設置部局及び連携機関は、前３項に規定する確認等に対して、誠実に協力しなければならない。

（運営状況の調査）

第１５条　担当理事は、第１３条第４項の評価結果及び前条の規定による運営状況の確認により、社会連携講座等の適切な運営が確保されていないと判断した場合には、当該社会連携講座等について調査を行う。
２　教職員その他の当該社会連携講座等の運営に関係する者は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。
３　担当理事は、第１項に規定する調査の結果、当該社会連携講座等の運営状況に改善が必要な事項があると認める場合は、当該社会連携講座等設置部局の部局長に対し、改善の措置について助言を行うことができる。
４　前３項の調査の手続きその他の必要な事項は、別に定める。

（社会連携講座等の廃止）

第１６条　担当理事は、前条に規定する調査の結果、当該社会連携講座等の運営状況が不適切であり、廃止が相当であると認める場合は、総長に対して、当該社会連携講座等の廃止に関する具申をする。
２　総長は、前項の具申があった場合、当該社会連携講座等設置部局の部局長に対し、当該社会連携講座等の廃止を命じることができる。
３　総長は、前項により社会連携講座等の廃止を命じた場合、教育研究評議会及び役員会に報告を行うものとする。

（社会連携講座等に要する経費及び設備等の取扱い）

第１７条　社会連携講座等に要する経費及び設備等の取扱いについては、共同研究取扱規則の当該規定を適用する。
２　前項の場合において、同規則第８条第２項中「民間機関等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。」とあるのは、「連携機関は、社会連携講座等の運営及び当該共同研究の実施のために、

社会連携講座等教員の人件費、謝金、旅費、消耗品費及び光熱水料等の社会連携講座等における教育研究に必要な経費（以下「基礎的経費」という。）を負担するものとする。」とする。

３　連携機関は、効果的かつ効率的に研究を行うために必要な管理的経費として、東京大学研究支援経費取扱要領に定める研究支援経費を負担するものとする。この場合における研究支援経費の額は、同要領第３条第２項及び第３項の定めに従い、東京大学研究支援経費取扱要領第３条第３項に定める研究支援経費の算定基準額及び適用率について（平成３１年１月３１日総長裁定）を適用し、その別表の「算定基準額」欄中の「直接経費の額」を「基礎的経費の額」とする。

４　連携機関は、社会連携講座等の設置にあたり効果的かつ効率的に教育又は研究を行うために、別途経費が必要な場合、その経費を負担するものとする。

（社会連携講座等を含む共同研究の取扱い）

第１８条　この規則及び第９条に基づき締結する社会連携講座等の設置に関する契約に定めるもののほか、社会連携講座等を含む当該共同研究の取扱い及びその研究成果に基づく発明等の取扱いについては、共同研究取扱規則に基づき締結する共同研究に関する契約によるものとする。

（補則）

第１９条　この規則に定めるもののほか、社会連携講座等の手続等に関する事項は、別に定める。

別表（第１１条第２項第２号関係）

法人名
福島国際研究教育機構

附　則

１　この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の社会連携講座等要項に基づき設置されている社会連携講座及び社会連携研究部門　（国立研究開発法人と連携して設置されているものを除く。）については、それぞれ改正後の東京大学社会連携講座等に関する規則第１条の規定により設置された社会連携講座及び社会連携研究部門とみなす。

附　則

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日から平成３３年３月３１日までの間における第１条第３項の規定の適用については、同項中「文書館」とあるのは、「文書館、東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（平成３０年４月２６日東大規則第３号）附則別表に掲げる全学センター」とする。

附　則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

沿革

東京大学社会連携講座等に関する規則

体系情報

□第４編　研究・交流
　▽第２章　受託研究等

沿革情報

◆平成２０年９月２６日　役員会議決
◇平成２７年１月２９日
◇平成２９年９月２８日
◇平成３１年３月２９日
◇令和０２年９月２４日
◇令和０６年９月２６日
◇令和０７年９月２５日
◇令和０８年３月１９日